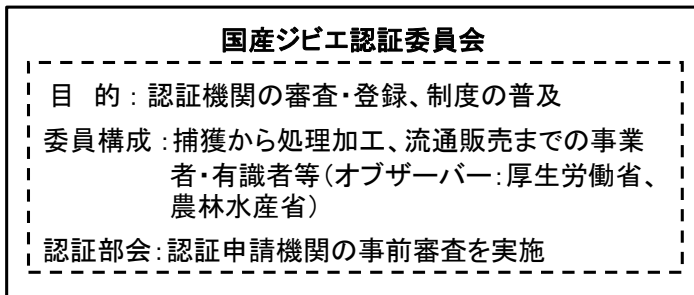


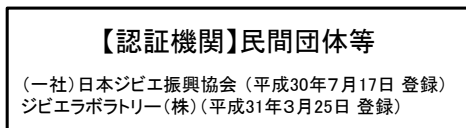
国産ジビエ認証制度【制度のスキーム】

- 農林水産省が指定する国産ジビエ認証委員会が認証機関を審査・登録し、認証機関が処理加工施設を審査・認証。
- 認証を取得した事業者は、認証機関に認証マークの使用申請を行うことで、認証マークを使用することが可能。

【制度のスキーム】



申請 ↑ ↓ 審査登録 ↓ 監査、指導



申請 ↑ ↓ 書類審査 現地審査 ↓ 監査、指導
認証

【事業者】（処理加工施設）（※）

【認証マークの使用】

- 認証事業者は認証機関に使用許諾申請



（※）現時点での認証状況（19施設） ※日付は認証日

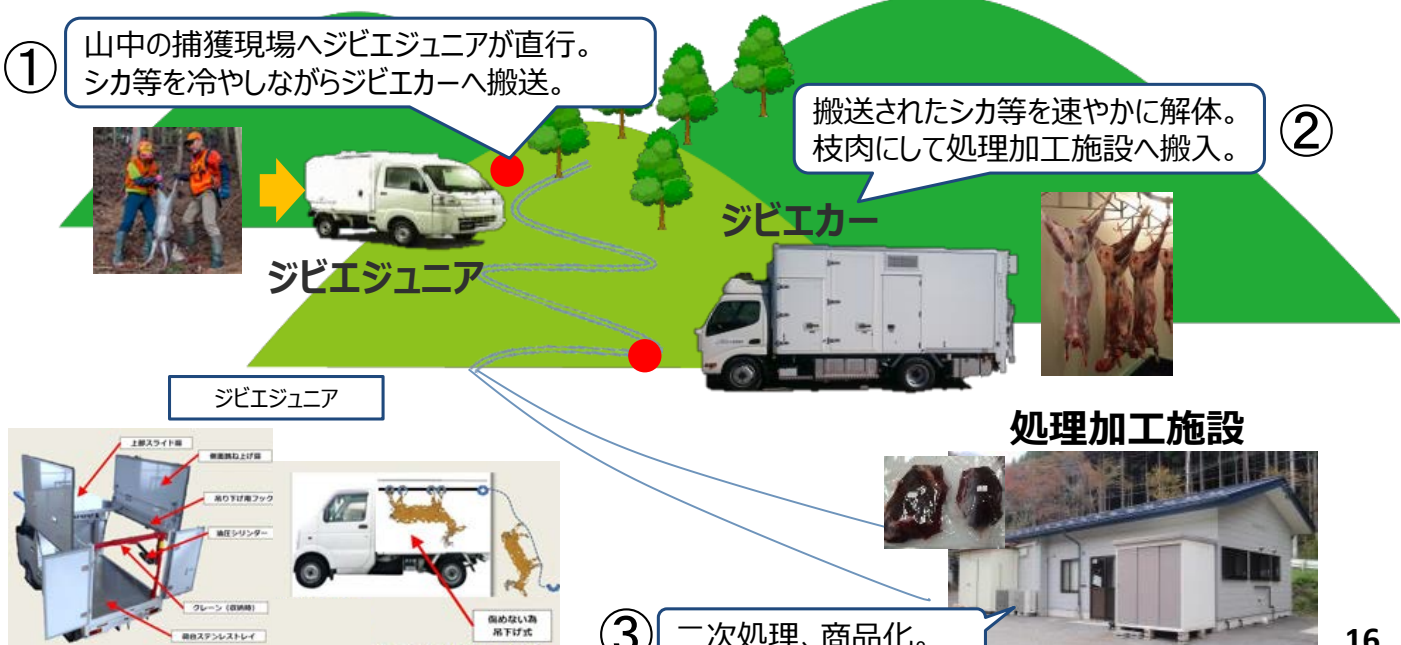
- ①京丹波自然工房（H30年9月7日）、②祖谷の地味美（いよのじびえ）（H31年1月9日）
- ③信州富士見高原ファーム（H31年3月29日）
- ④西米良村ジビエ処理加工施設（R元年5月30日）
- ⑤TAG-KNIGHT（タグナイト）（R元年5月30日）、⑥宇佐ジビエファクトリー（R元年7月3日）
- ⑦わかさ29工房（にくこうぼう）（R元年7月3日）
- ⑧長野市ジビエ加工センター（R元年8月22日）、⑨ゆすはらジビエの里（R元年12月19日）
- ⑩早川町ジビエ処理加工施設（R2年1月10日）、⑪株式会社 暁（R2年2月14日）
- ⑫東広島市有害獣処理加工施設（R2年2月14日）、⑬清流ジビエフードサービス（R2年3月30日）、⑭イズミカ問屋（R2年3月30日）
- ⑮日田市獣肉処理施設（R2年9月4日）、⑯株式会社サロベツベニソン（R2年10月9日）
- ⑰北海道シュヴルレイユ浦臼工場（浦臼ジビエ加工センター）（R2年10月23日）
- ⑱屋久島ジビエ加工センター（R3年2月4日）
- ⑲丹波山村ジビエ肉処理加工施設（R3年2月4日）
- ⑳安芸高田市野生鳥獣食肉処理加工施設（R3年3月31日）
- ㉑庄原市有害鳥獣処理施設（R3年3月31日）、㉒朝霧高原ジビエ（R3年3月31日）
- ㉓ジビエファーム（R3年3月31日）

15

<安定供給に向けて> 移動式解体処理車等の活用

- 移動式解体処理車（通称：ジビエカー）は、遠方から処理加工施設に搬入する場合でも肉質を劣化させないようにするため、捕獲現場近くまで移動し、車内に解体・内臓摘出・はく皮までを行うことができる特殊車両。
- ジビエ専用の小型保冷車（通称：ジビエジュニア）は、捕獲個体を冷却しながら運搬できる回収専用車。
- 道路が狭小な山中の捕獲現場では、ジビエジュニアとジビエカーのリレー方式により、捕獲～搬送～一次処理を迅速かつ衛生的に行うことが可能となり、安全で良質なジビエの安定供給に資することが期待。

（ジビエカーとジビエジュニアの連携イメージ）



16

- 鳥獣保護法の改正を受け、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加することが見込まれることから、厚生労働省において、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が作成された（平成26年11月）。
- 本指針においては、野生鳥獣肉の利活用に当たっての、①捕獲、②運搬、③食肉処理、④加工、調理及び販売、⑤消費の各段階における適切な衛生管理の考え方等が示されている。

【狩猟時】における取扱

- ・銃による狩猟の際は、ライフル弾又はスラッグ弾を使用し、腹部に着弾しないよう、狙撃。
- ・わなによる狩猟の際は、捕獲個体を可能な限り生体で食肉処理施設へ運搬。
- ・野生鳥獣の外見、挙動から異常の有無を確認。
- ・屋外での内臓摘出は、迅速適正な衛生管理上止むを得ない場合に限る。

【運搬時】における取扱

- ・必要に応じて冷却するなどしながら、速やかに運搬。
- ・1頭ずつシートで覆う等し、運搬時に個体が相互に接触しないよう配慮。
- ・運搬に使用する車両などの荷台は、使用の前後に洗浄。

【食肉処理】における取扱

- ・都道府県等が条例で定める食肉処理業の施設基準を遵守すること。
- ・HACCPに沿った衛生管理を実施すること。
（「小規模ジビエ処理施設向け HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」参照）
- ・解体前後に異常の有無を確認し、異常が認められた場合は廃棄。内臓については、異常が認められない場合も廃棄することが望ましい。

【加工、調理及び販売】における取扱

- ・仕入れた枝肉等について、異常の有無を確認の上、異常が見られた場合は廃棄し、食肉処理業者に連絡。
- ・食肉処理業の許可施設で解体されたものを仕入れ、提供に際しては十分な加熱調理を行い、生食用としては提供しない。
- ・処理に使用する器具等は処理終了毎に摂氏83度以上等の消毒を行う。食肉は摂氏10度（凍結容器包装のものは摂氏15度）以下で保存。
（注：食肉の加工、調理及び販売を行う場合は、食肉販売業等の施設基準を遵守する必要がある、HACCPに沿った衛生管理の実施も求められる。）

【消費時】における取扱

- ・中心部の温度が摂氏75度で1分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法により十分加熱して喫食。
- ・まな板、包丁等使用する器具については処理終了毎に洗浄、消毒し、衛生的に保管。

17

鳥獣被害対策におけるICT等の新技術の活用について

- 効果的・効率的に鳥獣被害を防止する観点から、近年、ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術が開発。
- 農林水産省ではこれらの技術の活用を促進するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」にて、地域が行う実証・導入の取組を支援。

事例 1：遠隔監視・操作システム

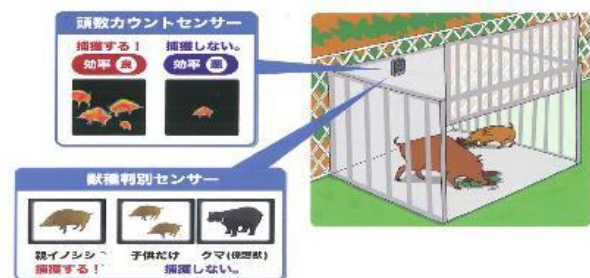
- パソコンやスマートフォンで遠隔地から現場の映像を確認し、無線で操作が可能。（映像の録画も可能）
- 遠隔操作で鳥獣の獣種・個数を確認し、確実に捕獲。

捕獲装置の設置



事例 2：個体数、獣種判別システム

- わなに入った「頭数」や「獣種」をセンサーで判別。
- 電子トリガー（扉やネットなどを落下させるための電子制御装置）との併用により、省力的・効果的な捕獲が可能。
- 人が監視する労力が省け、狙った獲物だけを捕獲することで作業効率が向上。



※「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を活用して開発（H21～23）

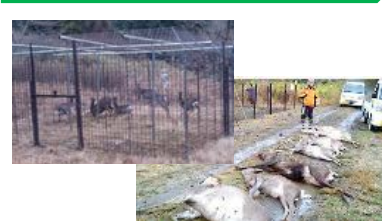
獣の侵入をメール受信



パソコン等での遠隔監視・操作



鳥獣の捕獲



Ⅱ 鳥獣被害対策実施隊の設置等について

19

1 鳥獣被害対策実施隊の概要

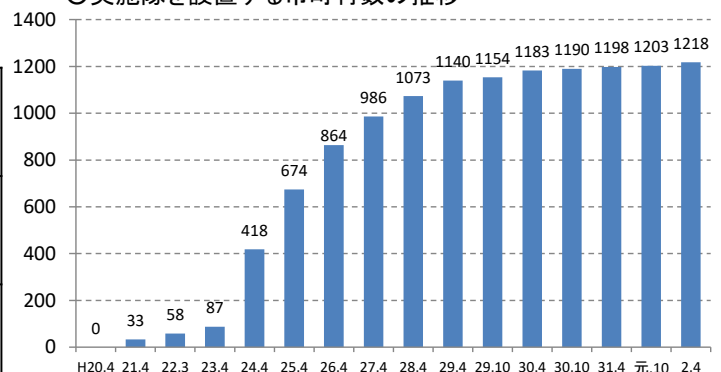
- 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う、「鳥獣被害対策実施隊」を設置することができる。
- 実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、②市町村長が隊員を任命又は指名することの手続きが必要。

○鳥獣被害対策実施隊の概要

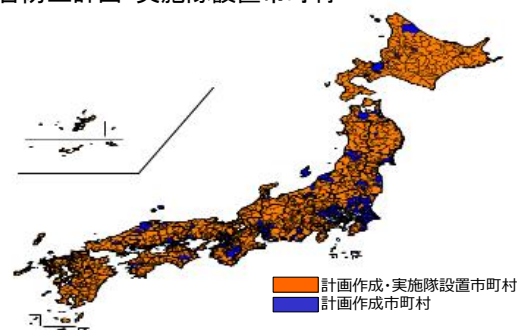
※ 非常勤の実施隊員の報酬や補償措置は、各市町村が条例で定める。

活動内容 (法第9条第1項)	対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の適切な実施
実施隊員 (法第9条第3項)	・市町村長が市町村職員から指名する者 ・被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者から、市町村長が任命する者
うち、主として捕獲に従事することが見込まれる隊員 (対象鳥獣捕獲員)	捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許所持者

○実施隊を設置する市町村数の推移（都道府県からの報告による）



○被害防止計画・実施隊設置市町村



○実施隊の設置に必要な手続き

隊員の報酬や補償措置を条例で定める

市町村長が隊員を任命又は指名する

20

2 鳥獣被害対策実施隊への優遇措置

- 鳥獣被害対策実施隊を設置した場合は、銃刀法の技能講習の免除、狩猟税の軽減措置、市町村が負担する活動経費に対する特別交付税措置などの優遇措置を受けることができる。

優 遇 措 置

① 技能講習の免除

一定の要件を満たす実施隊員については、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、**技能講習が免除**される。

② 狩猟税の軽減

実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者（対象鳥獣捕獲員）は、**狩猟税が非課税**。
〈狩猟者16,500(散弾銃等)円→0円〉

③ 公務災害の適用

実施隊員のうち、民間の隊員については**非常勤の公務員**となり、**被害対策上の災害に対する補償を受ける**ことができる。

④ 活動経費に対する特別交付税措置

市町村が負担する実施隊の活動に係る経費については、**その8割が特別交付税措置**される。

⑤ ライフル銃の所持許可の特例

実施隊員及び実施隊員以外で捕獲に従事している者については、**継続して10年以上猟銃の所持許可がなくとも**、銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、**ライフル銃の所持許可**の対象になり得ます。

21

3 鳥獣被害防止総合対策交付金による実施隊の重点支援

- 24年度以降の交付金においては、鳥獣被害対策実施隊への重点支援を実施。
- 具体的には、実施隊が中心となって行われる活動について補助率の嵩上げを行うとともに、都道府県内における実施隊の設置状況に応じて、交付金の優先配分を行う。

実施隊への重点支援の内容

① 補助率の嵩上げ

通常のソフト対策の補助率が1／2であるのに対し、実施隊を中心とした活動については定額助成（市町村当たり上限200万円等（狩猟免許を有する実施隊員数に応じて上限額を設定）。「サル複合対策」は原則100万円、「他地域人材活用」は1人あたり10万円（100万円を上限）、銃猟有資格者が存在する実施隊を有する市町村の広域捕獲活動は50万円を加算）。

② 交付金の優先配分

都道府県への交付金の配分に当たり、実施隊の設置状況に応じて優先配分。

③ ソフト予算のメニュー拡充

実施隊の活動等を支援するソフト予算のメニューを拡充（H26～ 実施隊の体制強化に向け、農業者団体等民間団体が取り組む鳥獣被害総合防止活動への支援）。

④ 各地域に対する普及啓発活動

実施隊の設置促進のための普及啓発活動を全国展開し、市町村や都道府県の要請に応じて出前説明会や関係機関への訪問説明を実施し、先行事例や取組上の工夫等についてきめ細かに周知。

22

4 実施隊の設置に係る先行・解決事例

- 実施隊設置に向けて、①隊員の人選調整、②市町村の財政負担、③手続きの煩雑さ等を懸念する声。

1 隊員の人選

- 実施隊員の人選に際し、特に捕獲活動を行う場合、
- ・ 各狩猟者の活動域に重複が生じる
 - ・ 一部の者だけを任命した場合、狩猟税の軽減措置や隊員報酬をめぐる不公平感が生じるなどにより、反発やトラブルが生じることが懸念され、人選調整に手間取るのではないかと懸念される。

2 市町村の財政負担

- 実施隊を設置することにより、民間隊員の報酬など、新たな財政負担を伴うのではないかと懸念される。

3 設置手続き

- 報酬や公務災害補償に関する条例制定など、実施隊設置のための事務手続きの方法がわからない、または手続きが煩雑ではないかと懸念される。

23

- 実施隊の設置に向けた懸念の声がある一方、すでに実施隊を設置している市町村では、取組上の工夫などにより、実施隊の設置を円滑に進めている事例がある。

○ 先行・解決事例

1 隊員の人選

- ◇ 当該市町村において、これまで捕獲活動を担ってきた猟友会員又は「鳥獣捕獲隊」の全員を実施隊員として任命。
- ◇ 隊員の選定に当たり、猟友会に人選を依頼し、推薦された者を隊員として任命。
- ◇ 従前からの捕獲班や分会などの分担地域をそのまま踏襲して実施隊を組織化。
- ◇ 狩猟税が軽減されるメリット措置をあえて受けないことで、不公平感の格差を縮小。

- 隊員要件となる『鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる者』かどうかの判断は、各市町村の裁量による（統一的基準はない）。
- 当該市町村外の在住者を隊員として任命することも可能。

24

○ 先行・解決事例

2 市町村の財政負担

- ◇ 隊員の報酬額を年額2,000～6,000円とし、追加的な財政負担を抑制。
- ◇ 隊員の報酬を、市町村が従前から支給していた有害捕獲の手当と同程度とし、追加的な財政負担がほぼ生じていない。
- ◇ 公務災害補償のための保険料（掛金）の額は、市町村によって異なるものの、1人当たり年額1,000円～2,500円程度の事例あり。

- 民間隊員への報酬について、支給額や支給方法は、市町村の裁量で定めることが可能。例えば、年額のほか、月額、日額、時給などと規定する事例あり。
- 隊員の出勤に応じて支払われる報酬や隊員の保険料は、市町村負担の8割が特別交付税措置。
- 加えて、地域協議会による捕獲・追払い活動等に実施隊員が参加する場合、活動実績に応じた日当等が鳥獣被害防止総合対策交付金の支援対象となり、条例に基づく報酬に上乗せして地域協議会から支給することが可能。

25

○ 先行・解決事例

3 設置手続き

- ◇ 実施隊の体制整備や設置手続きに際し、すでに実施隊を設置した近傍市町村の事例を参考とした。
- ◇ 報酬や公務災害補償に関する条例について、既存の条例を適用（例えば報酬について「その他の委員」の欄を適用するなど）。

① 既存の条例をそのまま適用する場合の例 ② 既存の条例を一部改正する場合の例

A町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(抜粋)

第1条 この条例は、A町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について、定めることを目的とする。

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

区分		報酬額
機関別	職別	
...	...	...
その他の非常勤の特別職	委員	日額 × × 円

現行の規定を実施隊員に適用

B町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例(抜粋)

第1条 B町の特別職の職員に支給する報酬、手当及び弁償は、この条例の定めるところによる。

第2条 報酬を支給する職員及びその額は臨時に任命する特別職の職員を除き、別表第1による。

別表第1(第2条関係)

区分	職名	支給単位	報酬額	備考
...	...	...	...	
鳥獣被害対策実施隊	隊員	年額	× × 円	

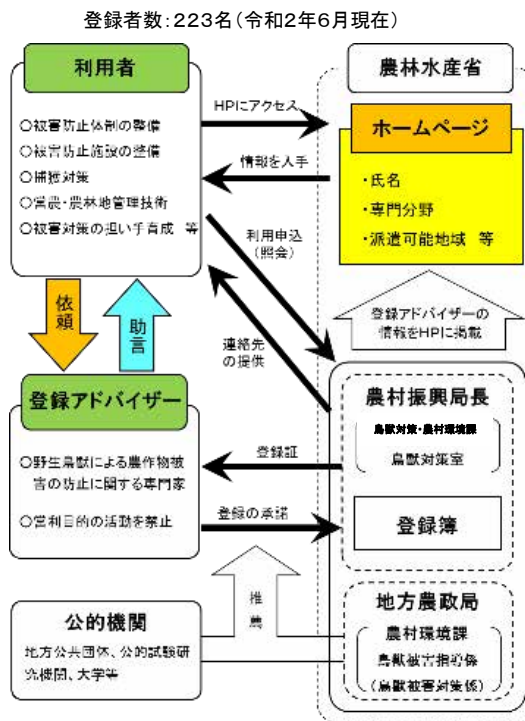
条例を一部改正し、実施隊員についての規定を追加

26

5 鳥獣被害対策の技術的支援

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、地域における被害防止計画の作成及びその実施に際して助言等を行う「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」を紹介。（地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間団体等）
- また、被害防止対策を効果的に進めるためのマニュアルの作成、技術指導者等を育成する研修等を開催するほか、農林水産省ホームページでも、優良活動事例などの各種情報を紹介。

○ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー



○ 野生鳥獣被害防止マニュアル

名 称	作成年月
イノシシ、シカ、サル、カラスー捕獲編ー	平成21年3月
特定外来生物編	平成22年3月
ニホンザル・ニホンジカの総合的な被害対策のすすめ方	平成24年3月
イノシシ被害対策の進め方	平成25年3月
イノシシ、シカ、サルー実践編ー（改訂版）	平成26年3月
捕獲鳥獣の食肉等利活用（処理）の手法	平成28年3月
鳥獣被害対策関連制度早わかりマニュアル	平成28年3月
野生鳥獣被害防止マニュアル改訂版 鳥類編	平成29年3月
野生鳥獣被害防止マニュアル 中型獣類編	平成30年3月
野生鳥獣被害防止マニュアル 総合対策編	平成30年12月

○ 農林水産省が実施する研修等（令和2年度の実績）

研修名	時期	研修の趣旨・目的
農作物鳥獣被害防止対策研修（新型コロナウイルスにより中止）	6月	鳥獣被害防止に関する知識や技術の修得
鳥獣被害防止対策支援研修（新型コロナウイルスにより中止）	6月	鳥獣被害防止技術と地域における体制整備手法の習得（普及指導員が対象）
地域ぐるみの鳥獣被害対策セミナー	11月～2月	鳥獣被害の防止対策を担う人材の育成（全国8カ所）
利活用技術指導者育成研修	9月～11月	捕獲鳥獣の利活用を推進する人材の育成（年3回）
全国鳥獣被害対策サミット（新型コロナウイルスにより開催方法変更）	3月12日 動画を公開	全国の鳥獣対策の事例発表、資機材・研究成果についての動画を掲載

■ 農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」
(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)

27

鳥獣被害対策実施隊の設置状況（令和2年4月末時点）

	設置数	設置市町村名
全国計	1,218	
北海道	166	夕張市、岩見沢市、美瑛市、虻川市、赤平市、三笠市、砂川市、奈井江町、深川市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、鹿部町、松前町、森町、知内町、函館市、八雲町、福島町、木古内町、七飯町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、稚内市、猿払村、浜頓別町、豊富町、幌延町、北見市、網走市、紋別市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、礼文町、美深町
青森県	31	弘前市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、板柳町、中泊町、大間町、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、八戸市、十和田市、大鰐町、横浜町、黒石市、田舎館村、七戸町、平内町、野辺地町、東通村
岩手県	32	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、雫石町、紫波町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町、二戸市、九戸村、八幡平市、矢巾町、軽米町、葛巻町、一戸町、岩手町
宮城県	28	気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、涌谷町、亘理町、加美町、美里町、南三陸町、松島町、仙台市
秋田県	25	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村、美郷町、羽後町、東成瀬村、湯上町、秋田市、鹿角市、男鹿市
山形県	33	米沢市、鶴岡市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、最上町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、遊佐町、山形市、金山町、鮎川村、庄内町、中山町、新庄市、舟形町、酒田市、河北町、大蔵村、戸沢村
福島県	50	福島市、会津若松市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、天栄村、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川町、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、葛尾村、飯館村、白河市、下郷町、富岡町、いわき市、泉崎村、楡葉町、鏡石町
茨城県	10	日立市、下妻市、大子町、笠間市、石岡市、筑西市、坂東市、城里町、高萩市、鹿嶋市
栃木県	12	鹿沼市、日光市、大田原市、塩谷町、那須町、栃木市、矢板市、高根沢町、那須烏山市、市貝町、佐野市、那須塩原市
群馬県	26	前橋市、高崎市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、沼田町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、桐生市、みどり市、渋川市、安中市、榛東村、吉岡町
埼玉県	3	毛呂山町、鳩山町、飯能市
千葉県	14	市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、睦沢町、長柄町、長南町、鋸南町、鴨川市、勝浦市、いすみ市、木更津市、富里市
東京都	0	
神奈川県	17	平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、葉山町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、二宮町、大磯町
山梨県	26	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、山梨市、甲州市、山中湖村、小菅村、上野原市、西桂町、大月市、丹波山村、都留市、忍野村、富士吉田市、鳴沢村、身延町、早川町、道志村、富士河口湖町、南都町、富士川町、市川三郷町、中央市

28

鳥獣被害対策実施隊の設置状況（令和２年４月末時点）

	設置数	設置市町村名
長野県	73	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、御代田町、立科町、上田市、東御市、長和町、青木村、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、高木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村、長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、小川村、飯綱町、山ノ内町、信濃町、野沢温泉村、木島平村
静岡県	25	富士宮市、静岡市、浜松市、沼津市、御殿場市、裾野市、伊豆市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、伊豆の国市、長泉町、小山町、掛川市、下田市、牧之原市、松崎町、西伊豆町、島田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、熱海市、函南町
新潟県	19	長岡市、村上市、新発田市、小千谷市、出雲崎町、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、三条市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、上越市、妙高市、糸魚川市、関川村
富山県	14	富山市、魚津市、氷見市、黒部市、砺波市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、滑川市、小矢部市、高岡市
石川県	19	加賀市、小松市、能美市、川北町、金沢市、津幡町、内灘町、かほく市、志賀町、宝達志水町、羽咋市、七尾市、中能登町、穴水町、能登町、輪島市、珠洲市、白山市、野々市市
福井県	17	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
岐阜県	27	本巣市、大垣市、海津市、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、池田町、関市、美濃市、郡上市、七宗町、白川町、東白川村、中津川市、恵那市、下呂市、養老町、高山市、飛騨市、坂祝町、御嵩町、瑞浪市、白川村、多治見市、美濃加茂市、各務原市
愛知県	13	豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、新城市、東海市、知多市、設楽町、東栄町、豊根村、瀬戸市
三重県	23	桑名市、いなべ市、四日市市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、大紀町、南伊勢町、名張市、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
滋賀県	17	大津市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、近江八幡市、草津市、東近江市、日野町、竜王町、彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、長浜市、米原市、高島市
京都府	23	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、長岡京市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府	2	島本町、千早赤阪村
兵庫県	31	神戸市、姫路市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、篠山市、加西市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、市川町、福崎町、神河町、佐用町、香美町、新温泉町
奈良県	15	奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、曽爾村、御杖村、吉野町、下北山村、斑鳩町
和歌山県	20	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、印南町、日高川町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、岩出市、高野町、田辺市
鳥取県	15	鳥取市、倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、湯梨浜町、北栄町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、岩美町
島根県	10	松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、飯南町、邑南町、津和野町
岡山県	25	岡山市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、井原市、新見市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、浅口市、高梁市、里庄町、倉敷市

29

鳥獣被害対策実施隊の設置状況（令和２年４月末時点）

	設置数	設置市町村名
広島県	22	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、安芸太田町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、北広島町
山口県	18	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、阿武町、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、上関町、田布施町、周防大島町、平生町
徳島県	20	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、牟岐町、美波町、海陽町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	15	高松市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、綾川町、琴平町、まんのう町、丸亀市、多度津町、三木町
愛媛県	19	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、西予市
高知県	33	高知市、室戸市、安芸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山村、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、南国市
福岡県	54	福岡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、北九州市、中間市、戸屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、大牟田市、八女市、筑後市、みやま市、大木町、広川町、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町
佐賀県	20	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	21	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	38	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
大分県	17	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	26	宮崎市、国富町、綾町、日南市、串間市、都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、延岡市、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	39	日置市、いちき串大野市、指宿市、南さつま市、南九州市、枕崎市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町、霧島市、伊佐市、始良市、湧水町、鹿屋市、垂水市、南大隅町、錦江町、肝付町、志布志市、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、奄美市、大和村、瀬戸内町、宇検村、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、大崎町、曾於市、鹿児島市、喜界町
沖縄県	15	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、名護市、宜野座村、金武町、伊是名村、渡嘉敷村、座間味村、宮古島市、石垣市、竹富町

30